

平成27年度

# 薬務行政の概要

---

平成27年6月

# はじめに

わが国は世界でも最高水準の長寿国となりましたが、一方で、少子化の傾向は続いており、高齢化の急速な進展という人類がこれまで経験したことのない急激な社会変化の中にいます。そうした中で、国民の生活に対する期待の声も多種多様となり、それは薬事を取り巻く環境においても例外ではありません。

最近の薬務行政を振り返りますと、昨年度は大きな変化の年でありました。薬事法の大きな改正が3回に及び、中でも11月25日の改正では、医療機器の特性を踏まえた規制の明確化に併せ、長年慣れ親しんだ「薬事法」が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められ、71年間用いられた薬事法という名称が幕を引くこととなりました。

また、これまで国や県でも対策を講じてきましたいわゆる脱法ドラッグ、合法ハーブといったものの呼称が、相次ぐ事件・事故を受け昨年7月に危険ドラッグに統一されました。本県においてはより迅速な対応を図るため、「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、この6月から撲滅に向けた取組みをより一層強化しているところです。

このような状況の中で、薬務行政におきましては、かかりつけ薬局の定着促進、在宅医療の推進、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、医薬品等の適正使用の推進、献血の推進、災害時における医薬品等の確保や円滑な供給、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策の強化などを通して、県民の健康づくりと県民の暮らしに根ざした保健医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

今後とも、円滑な薬務行政の推進に向け関係各位の特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

この冊子は、平成27年度の主要事業及び予算の概要と前年度までの各種事業の実績等を取りまとめたものです。関係各位の御参考としていただければ幸いです。

平成27年6月

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

廣武 豊

# 目 次

<b>I 機構及び予算</b>	1
1 機構	1
(1) 沿革	1
(2) 行政組織機構図	1
(3) 職員数	1
(4) 事務分掌	1
(5) 監視員等配置状況	3
(6) 行政対象の状況	4
2 平成27年度事業体系	6
3 平成27年度主要事業の概要	7
(1) 医薬品などの安全確保、適正使用と献血の推進	7
(2) 災害時医療救護体制の整備	9
4 平成27年度予算	10
(1) 総括	10
(2) 事業別内訳	11
<b>II 薬事指導</b>	13
1 薬事審議会	13
2 薬剤師の状況	13
(1) 薬剤師数	13
(2) 薬剤師免許事務処理状況	13
3 薬局及び医薬品等販売業の状況	14
(1) 薬局・医薬品等販売業者数	14
(2) 薬局・医薬品等販売業の許可等事務処理件数	14
4 薬事監視指導	15
(1) 薬事監視指導実施状況	15
(2) 医薬品等の品質検査	17
(3) 医薬品等の違反発見状況	18
5 医薬類似品等の監視指導	18
(1) 健康食品等の試買検査等状況	18
(2) 健康食品等の違反状況	19
6 薬事講習会の開催	20
7 登録販売者試験	20
8 医薬品等価格調査	21
(1) 医薬品価格調査	21
(2) 特定保険医療材料価格調査	21
<b>III 医薬品等の安全対策</b>	22
1 薬事情報の収集・提供	22
(1) 薬物情報電話サービス	23
(2) 薬事情報センター事業の助成	24
2 薬事知識の普及啓発	24
3 医薬品適正使用の推進	25
4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度	25
5 後発医薬品使用促進協議会の開催	25
<b>IV 医薬品等の生産指導</b>	26
1 医薬品製造販売業等の状況	26
(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数	26
(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況	26
2 医薬品等の製造販売・製造状況	27
3 医薬品等国家検定	28

<b>V 毒物劇物指導</b>	29
1 毒物劇物営業者の状況	29
(1) 毒物劇物営業者等数	29
(2) 毒物劇物関係事務処理件数	29
2 毒物劇物監視指導	30
(1) 毒物劇物監視指導実施状況	30
(2) 毒物劇物講習会の開催	31
3 毒物劇物取扱者試験	31
<b>VI 薬物乱用防止対策</b>	32
1 概況	32
2 薬物乱用対策推進体制	32
(1) 薬物乱用対策推進体制	32
(2) 薬物乱用防止対策活動状況	32
(3) 薬物相談窓口	34
(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況	35
3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策	36
(1) 学校薬剤師によるシンナー等薬物乱用防止啓発	36
(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発	36
4 麻薬取扱者等の状況	37
(1) 麻薬等取扱者数	37
(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者)内訳	37
(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数	37
(4) 覚せい剤研究者指定等関係事務処理件数	38
5 麻薬・覚醒剤等の監視指導	39
(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況	39
(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施	40
(3) 麻薬等講習会の開催	41
(4) 麻薬事故状況	41
(5) 向精神薬事故状況	41
(6) 覚醒剤(原料)事故状況	41
6 麻薬中毒者対策	42
(1) 麻薬中毒者診断届出状況	42
(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況	42
7 危険ドラッグ対策	43
(1) 試買検査状況	43
(2) 店舗の監視指導状況	43
(3) インターネットの監視指導状況	43
<b>VII 医薬分業</b>	44
1 概況	44
2 医薬分業の推進対策	44
(1) 薬局に対する指導	44
(2) 小包装医薬品に対する指導	44
(3) 地域基幹薬局の強化拡充	44
(4) 医薬分業推進支援センターの整備	44
(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施	44
(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施	44
(7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化	45
(8) 調剤事故防止対策	45
(9) かかりつけ薬局の定着促進	45
(10) 薬局在宅医療参加促進事業	45
(11) 在宅医療拠点薬局整備事業	45
(12) 健康拠点薬局推進事業	45
(13) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)	45

<b>VIII 献血事業の推進</b>	49
1 概況	49
2 献血の推進	49
(1) 献血推進協議会等の開催	49
(2) 献血思想の普及及び広報	49
3 日本赤十字社血液センターの状況	51
(1) 献血受入機関	51
(2) 県内血液センターの現況	52
4 献血及び供給状況	53
(1) 献血	53
(2) 供給	55
<b>IX 薬剤師の確保</b>	57
1 概要	57
2 研修	57
<b>X 災害時医薬品等の確保対策</b>	58
1 災害時医薬品等の調達	58
2 災害用血液製剤の確保	58
3 国有ワクチン等の供給	58
4 解毒剤の備蓄	58
<b>参考資料・統計</b>	
○神奈川県薬事審議会規則	59
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程	61
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	64
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	65
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱	66
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	67
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	69
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	71
○神奈川県麻薬中毒審査会	72
○薬物クリーンかながわ推進会議規約	73
○神奈川県献血推進協議会要綱	77
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	79
○神奈川県薬務関係団体組織図	80
○薬務課所管公益法人一覧表	81
○処方せん発行枚数、受取薬局・分業率の推移	82
○薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移	83
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移	84
○年度別献血者数と献血量の推移	85
○平成26年都道府県別献血状況	86

本概要において「医薬品医療機器等法」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を示す。

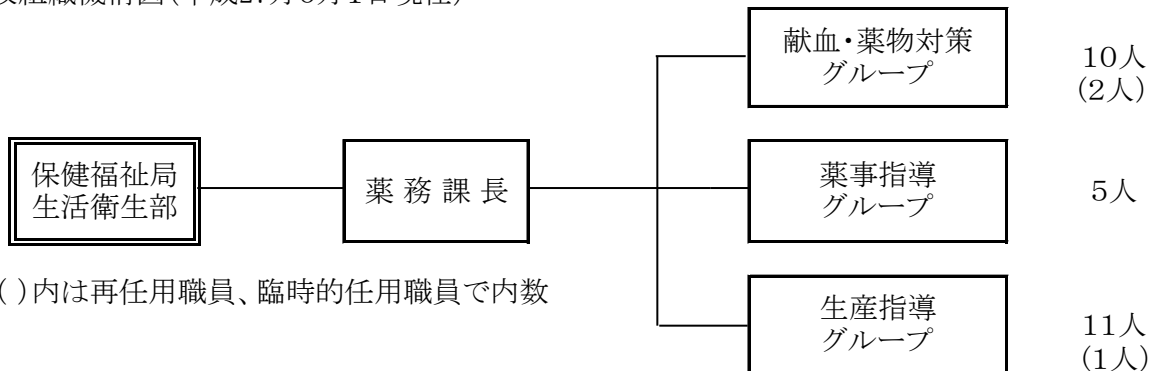
# I 機構及び予算

## 1 機構

### (1) 沿革

ア	昭和21年11月	衛生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足
イ	昭和37年10月	麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。
ウ	昭和40年 1月	機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。
エ	昭和43年 7月	機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。
オ	昭和52年 5月	機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視安全・情報の2班となる。
カ	昭和54年 6月	機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、安全・情報の3班となる。
キ	昭和56年 6月	機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。
ク	平成 元年 4月	班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。
ケ	平成 9年 4月	班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。
コ	平成17年 4月	機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。
サ	平成22年 4月	機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。

### (2) 行政組織機構図(平成27年6月1日現在)



※ ( )内は再任用職員、臨時的任用職員で内数

### (3) 職員数

区 分	事務職員	技術職員 (薬 剤 師)	計
人 員	4人 (2人)	23人 (1人)	27人 (3人)

※ ( )内は再任用職員、臨時的任用職員で内数

### (4) 事務分掌

薬務課長	廣武 豊
課長代理 兼 献血・薬物対策グループリーダー	石原 健
薬事指導グループリーダー	高柳 栄郎
生産指導グループリーダー	阿武野 晴美

(各グループ別分掌事務)

**献血・薬物対策グループ** (内線4972, 4973, 4974, 4964, 4965)

- 1 文書の管理に関すること
- 2 人事、服務、研修に関すること
- 3 県議会に関すること
- 4 各種表彰事務に関すること
- 5 課の予算編成に関すること
- 6 決算・監査に関すること
- 7 物品調達事務に関すること
- 8 総合計画策定に関すること
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関すること
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関すること
- 11 献血推進協議会に関すること
- 12 薬剤師法の施行に関すること
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関すること
- 14 大麻取締法、覚せい剤取締法(免許等に係るものを除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関すること
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関すること
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関すること
- 17 捜査関係事項照会(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法)に関すること
- 18 薬物乱用対策推進本部に関すること
- 19 麻薬等監視指導に関すること
- 20 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関すること
- 21 危険ドラッグ対策に関すること
- 22 不正大麻・けし撲滅運動に関すること
- 23 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関すること
- 24 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関すること
- 25 他グループに属しない事項に関すること

**薬事指導グループ** (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関すること
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関すること
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関すること
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関すること
- 5 薬事等監視指導に関すること
- 6 医薬品等の収去・試買に関すること
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関すること
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関すること
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関すること
- 10 医薬分業の推進に関すること
- 11 医薬品等安全対策事業の企画に関すること
- 12 「薬と健康の週間」事業に関すること
- 13 薬物情報の収集、整理及び提供に関すること

- 14 薬物情報電話サービスに関すること
- 15 薬効再評価及び再審査に関すること
- 16 国有ワクチンのあっせんに関すること
- 17 災害時医薬品等の確保対策に関すること
- 18 医薬品及び医療材料の価格調査に関すること
- 19 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関すること
- 20 捜査関係事項照会(医薬品医療機器等法関係)に関すること
- 21 毒物及び劇物取締法の施行に関すること
- 22 毒物劇物監視指導に関すること
- 23 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 24 薬事審議会に関すること
- 25 後発医薬品の安心使用促進に関すること

**生産指導グループ** (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関すること
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業に関すること
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関すること
- 4 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関すること
- 5 国家検定等に関すること
- 6 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関すること
- 7 毒物劇物取扱者試験に関すること
- 8 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業に限る)に関すること
- 9 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業に限る)に関すること
- 10 毒物劇物製造業及び輸入業の登録、届出に関すること
- 11 薬事工業生産動態統計調査に関すること
- 12 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関すること
- 13 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関すること
- 14 薬事等監視指導に関すること
- 15 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関すること

(5) 監視員等配置状況

平成27年5月1日現在

区分		① 薬事 監視員	② 毒物劇物 監視員	③ 覚せい剤 監視員	④ 麻薬 取締員	⑤ 麻薬立入 検査員	⑥ 麻薬中毒 患者立会人	⑦ あへん 監視員	⑧ 血液法の 規定による 立入検査員
本 庁	技術	27	27	27	6	27	7	7	20
	事務	1	0	0	0	0	2	2	2
	小計	28	27	27	6	27	9	9	22
保 健 福 祉 所	技術	89	73	70		74			
	事務								
	小計	89	73	70		74			
計		117	100	97	6	101	9	9	22

- (根拠法令) ①医薬品医療機器等法第69条 ⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38  
 ②毒物及び劇物取締法第17条 ⑥ // 第58条の6  
 ③覚せい剤取締法第33条 ⑦あへん法第44条  
 ④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条



## (6) 行政対象の状況

業種	区市別	NO	県合計 (注5)	県域						
				平塚	鎌倉	倉小	田原	茅ヶ崎	三崎	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	製造販売・製造業	第一種	1	5	0	0	0	0	0	
		第二種(体外診断薬を除く)	2	14	0	0	0	1	0	
		体外診断用医薬品	3	11	0	0	0	0	0	
		薬局	4	306	12	8	16	3	4	
		体外診断薬を除く(注1)	5	99	5	0	9	2	0	
		体外診断薬に限る	6	22	1	0	0	0	0	
		薬局	7	306	12	8	16	3	4	
		医薬部外品製造販売業	8	51	4	1	0	0	0	
		医薬部外品製造業	9	112	5	1	10	1	0	
		化粧品製造販売業	10	121	4	6	2	0	0	
		化粧品製造業	11	188	5	4	11	1	0	
		第一種	12	21	0	0	0	0	0	
		第二種	13	49	1	1	2	0	0	
		第三種	14	30	1	0	0	2	0	
		医療機器製造業	15	177	5	3	6	2	0	
		医療機器修理業	16	248	3	1	5	3	1	
		再生医療等製品製造販売業	17	0	0	0	0	0	0	
		再生医療等製品製造業	18	0	0	0	0	0	0	
		小計	19	1,760	58	33	77	18	9	
	薬局	薬局	20	3,724	149	132	125	103	21	
		店舗販売業	21	1,353	51	33	52	36	6	
		卸売販売業	22	579	21	3	20	9	3	
		薬種商販売業	23	2	0	0	0	0	0	
		特例販売業	24	2	0	0	0	0	0	
		配置販売業	25	243	-	-	-	-	-	
		小計	26	5,903	221	168	197	148	30	
	医療機器販売業	27	3,523	119	96	99	78	14		
	管理医療機器	28	20,023	613	466	536	636	53		
	医療機器貸与業	29	977	45	22	26	10	0		
	管理医療機器	30	1,023	128	18	76	26	1		
	再生医療等製品販売業	31	0							
	計	32	33,209	1,184	803	1,011	916	107		
毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造業	33	160	18	2	10	8	0		
	毒物劇物輸入業	34	74	6	1	1	2	0		
	毒物劇物一般販売業	35	2,377	119	51	108	69	11		
	毒物劇物農薬用品目販売業	36	215	19	4	25	8	14		
	毒物劇物特定品目販売業	37	81	7	1	6	1	1		
	特定毒物研究者	38	95	5	3	3	2	0		
	毒物劇物業務上取扱者	39	148	8	2	0	1	0		
	特定毒物使用者	40	8	0	0	2	0	0		
	計	41	3,158	182	64	155	91	26		
大麻及び向精神薬取締法	麻薬卸売業者	42	26	0	0	3	0	0		
	麻薬小売業者	43	2,562	97	107	81	77	12		
	特定麻薬等原料卸小売業者	44	154	15	1	6	5	1		
	麻薬施用者※	45	13,569	332	545	319	260	44		
	麻薬管理者※	46	782	27	39	28	21	5		
	麻薬診療施設*	47	3,053	112	160	100	99	17		
	麻薬研究者※	48	127	9	7	2	2	0		
	麻薬研究施設*	49	82	6	6	2	1	0		
	向精神薬卸売業者	50	5	1	0	0	0	0		
	向精神薬試験研究施設	51	130	3	6	5	2	0		
	計	52	20,490	602	871	546	467	79		
覚せい剤取締法	覚せい剤施用機関	53	2	0	0	0	0	0		
	覚せい剤研究者	54	37	0	3	0	1	0		
	覚せい剤原料取扱者	55	71	6	1	7	1	0		
	覚せい剤原料研究者	56	25	4	0	1	1	0		
計	57	135	10	4	8	3	0			
大麻研究者(注2)	58	17	0	0	0	0	0			
けし栽培者(注3)	59	0	0	0	0	0	0			
採血業(注4)	60	10	0	0	0	0	0			
行政対象数計(*を除く)	61	53,884	1,860	1,576	1,618	1,377	195			
施設数計(※を除く)	62	42,541	1,610	1,151	1,371	1,194	163			

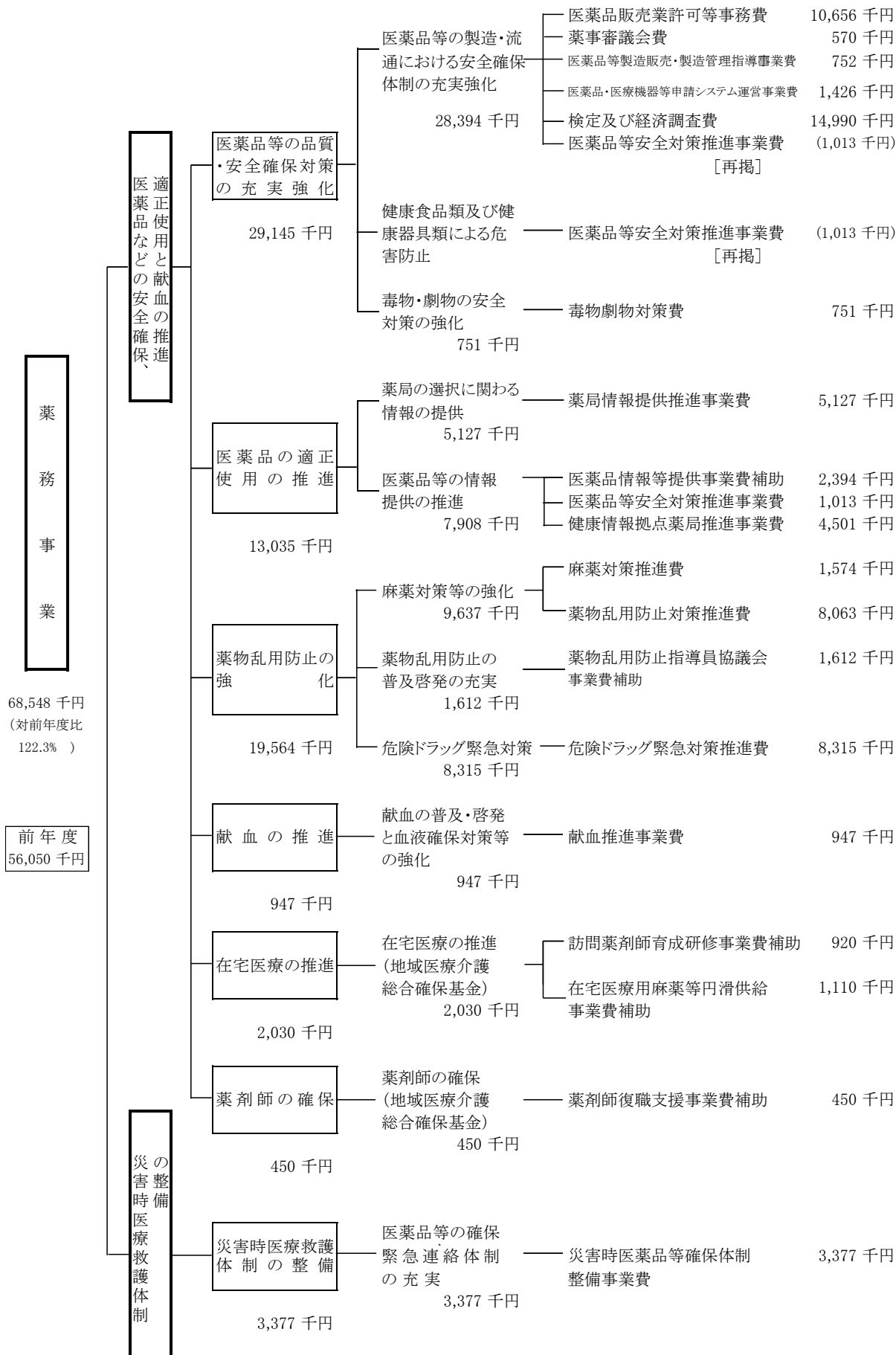
(注1) 地方厚生局長許可施設4施設を含む。

(注2) 大麻取締法 (注3) あへん法 (注4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

(保健福祉事務所)					保健所設置市						NO																		
秦	野	厚	木	大	和	足	柄	上	小	計		横	浜	市	川	崎	市	相	模	原	市	横	須	賀	市	藤	沢	市	小
0	1	0	0	0	1	3	1	0	0	4	1																		
0	1	0	0	2	9	2	0	1	0	12	2																		
0	0	0	1	1	7	1	1	0	1	10	3																		
4	12	13	4	76	133	49	26	11	11	230	4																		
2	11	1	1	31	44	13	7	3	1	68	5																		
1	1	1	2	6	9	3	3	0	1	16	6																		
4	12	13	4	76	133	49	26	11	11	230	7																		
1	5	3	0	14	25	6	3	1	2	37	8																		
7	16	2	5	47	31	18	11	1	4	65	9																		
2	8	3	1	26	69	10	9	0	7	95	10																		
7	25	2	7	62	68	26	25	0	7	126	11																		
1	0	2	0	3	12	4	1	0	1	18	12																		
0	2	2	3	11	21	11	2	0	4	38	13																		
2	1	0	0	6	18	2	2	1	1	24	14																		
5	9	3	9	42	77	32	19	1	6	135	15																		
4	26	4	4	51	139	32	16	3	7	197	16																		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17																		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18																		
40	130	49	41	455	798	259	151	33	64	1,305	19																		
100	180	125	48	983	1,510	560	287	182	202	2,741	20																		
42	91	60	15	386	508	212	114	65	68	967	21																		
11	95	23	7	192	231	62	47	20	27	387	22																		
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	23																		
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	24																		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254	25																		
153	366	208	70	1,561	2,250	836	449	159	297	3,991	26																		
69	232	117	29	853	1,510	551	274	159	176	2,670	27																		
335	1,120	512	189	4,460	8,734	2,567	2,005	1,093	1,164	15,563	28																		
21	0	40	13	177	530	169	100	0	1	800	29																		
5	0	39	19	312	421	121	163	3	3	711	30																		
				0						0	31																		
623	1,848	965	361	7,818	14,243	4,503	3,142	1,447	1,705	25,040	32																		
9	14	8	3	72	42	31	7	3	5	88	33																		
0	3	0	0	13	33	19	3	3	3	61	34																		
52	167	75	33	685	958	353	179	90	112	1,692	35																		
13	25	5	11	124	34	8	34	4	11	91	36																		
2	3	4	0	25	35	5	9	4	3	56	37																		
3	7	1	1	25	39	17	7	4	3	70	38																		
3	4	6	1	25	59	54	6	0	4	123	39																		
1	0	0	0	3	5	0	0	0	0	5	40																		
83	223	99	49	972	1,205	487	245	108	141	2,186	41																		
0	7	0	0	10	8	3	2	1	2	16	42																		
59	109	68	27	637	1,085	397	179	137	127	1,925	43																		
3	20	7	0	58	57	15	7	1	16	96	44																		
741	508	259	112	3,120	5,558	2,366	1,289	623	613	10,449	45																		
20	44	25	13	222	309	101	65	43	42	560	46																		
86	154	86	47	861	1,265	400	197	156	174	2,192	47																		
9	4	0	4	37	47	12	16	3	12	90	48																		
9	2	0	3	29	32	10	6	1	4	53	49																		
0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	4	50																		
4	10	2	5	37	48	23	16	2	4	93	51																		
931	858	447	211	5,012	8,412	3,327	1,777	967	995	15,478	52																		
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	53																		
2	0	0	0	6	19	7	3	0	2	31	54																		
3	7	1	2	28	25	5	7	3	3	43	55																		
0	4	0	1	11	8	5	0	0	1	14	56																		
5	11	1	3	45	53	18	10	3	6	90	57																		
0	0	0	0	0	15	2	0	0	0	17	58																		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59																		
0	2	0	0	2	5	2	0	0	1	8	60																		
1,547	2,786	1,426	574	12,959	22,636	7,929	4,971	2,368	2,670	40,574	61																		
872	2,386	1,228	495	10,470	18,019	5,860	3,804	1,856	2,181	31,720	62																		

(注5)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。

## 2 平成27年度事業体系



### 3 平成27年度主要事業の概要

#### (1) 医薬品などの安全確保、適正使用と献血の推進

##### ① 医薬品等の品質・安全確保対策の充実強化 29,145 千円

###### ア 医薬品等の製造・流通における安全確保体制の充実強化

- ・ 薬事に関する重要事項を調査審議のうえ、結果報告または意見建議を行う薬事審議会を開催する。
- ・ 医薬品販売に従事する専門家として位置づけられた登録販売者の試験及び登録事務を行うとともに、これら業務を正確かつ効率的に実施するために構築したシステムを運用する。
- ・ 不良医薬品等の発生を防止し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、製造販売業者及び製造業者に対するGQP、GMP、体制QMS等の徹底を図る。
- ・ 薬局、医薬品販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業に係る許可承認事務を行うとともに、医薬品等の販売・取扱いなどにおける安全性と品質の確保を図るため、薬局等への立入検査・指導や営業者による自主管理の推進・強化を図る。
- ・ 医薬品等の市販後安全管理対策を図るため、医薬品等製造販売業者に対し、GVPの徹底を図る。
- ・ 国からの委託により、医療用後発医薬品の品質の信頼性確保を図るための「後発医薬品品質情報提供等推進事業」を実施するほか、国家検定検査、各種の薬事関係統計調査を実施する。

###### イ 健康食品類及び健康器具類による危害防止

- ・ 医薬品的成分を含有したり、効能・効果を標ぼうしている医薬類似品(いわゆる健康食品)や医療機器類似品による健康被害を防止するため、製品検査の強化や県民への啓発を図る。

###### ウ 毒物・劇物の安全対策の強化

- ・ 毒物劇物の製造・販売・取扱いに係る登録事務及び毒物劇物取扱者試験を実施するとともに毒物劇物による危害を防止するため、営業者や業務上取扱者に対し適正な保管管理・譲渡譲受等の取扱いについて指導を強化する。

##### ② 医薬品の適正使用の推進 13,035 千円

###### ア 薬局の選択に関わる情報の提供

- ・ 薬局機能に関する情報提供の推進  
薬局の有する機能に関する情報を提供することにより、県民による薬局の適切な選択を支援する。

###### イ 医薬品等の情報提供の推進

- ・ 薬剤師・医師・歯科医師等を対象に、各種の医薬品情報を提供する(公社)神奈川県薬剤師会の薬事情報センターの事業に助成する。
- ・ 医薬品などに関する質問・相談に応じるため、「薬物情報電話サービス(薬の110番)」を実施するとともに、一般向け情報をホームページ等で普及を図る。
- ・ 医薬品による健康被害を防止するため、医薬品適正使用に係る知識啓発の推進を図る。
- ・ 後発医薬品の普及啓発を図るため、後発医薬品使用促進協議会を開催する。

### ③ 薬物乱用防止の強化

19,564 千円

#### ア 麻薬対策等の強化

- ・ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に係る免許等の事務を行うとともに、麻薬、向精神薬、覚醒剤等に係る事故、乱用等を防止するため、販売業者や施用者等に対し適正な保管管理等を徹底するよう監視指導を強化する。
- ・ 県内の小・中・高校生を対象としたシンナー・覚醒剤等の薬物乱用防止啓発事業を(公社)神奈川県薬剤師会に委託する。
- ・ 薬物乱用防止の効果的な啓発や広報活動を実施するため、関係機関と密接な連絡調整を行うとともに、県保健福祉事務所等における薬物乱用防止相談の充実や薬物乱用防止指導員の育成を図る。
- ・ 知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部及び各保健福祉事務所に設置する薬物乱用防止推進地域連絡会を運営し、薬物乱用防止体制の充実を図る。
- ・ 麻薬中毒者の社会復帰のため、麻薬等薬物相談員による観察指導等を行う。

#### イ 薬物乱用防止の普及啓発の充実

- ・ 薬物乱用防止体制を強化し、県民に対し積極的な啓発活動を実施するため、各種啓発資料の作成と配布を行うとともに、地域における啓発活動を強力に進めるための「薬物乱用防止指導員協議会」の事業に対し、助成する。
- ・ 県民、各種団体等が一体となって組織した「薬物クリーンかながわ推進会議」を中心として、薬物乱用の撲滅を図る。
- ・ これまで啓発のアプローチが困難な領域となっている有職・無職少年層に特化した薬物乱用防止啓発資材を作成、配布する。
- ・ 学校等における薬物乱用防止教室に講師として、麻薬取締員等を派遣する。
- ・ 保健福祉事務所を中心に、地域の団体、市町村や学校と連携して地域に密着した薬物乱用防止活動を推進する。

#### ウ 危険ドラッグ緊急対策

- ・ 危険ドラッグの成分検査と販売店舗等に対する監視指導を実施するとともに、併せてその危険性について広報、啓発を行う。
- ・ 神奈川県薬物濫用防止条例に基づき、危険ドラッグ等の撲滅に向けた県民総ぐるみ運動の気運の醸成を図る。

④ 献血の推進

947 千円

献血の普及・啓発と血液確保対策等の強化

- ・ 県民医療に不可欠である血液の安定確保を目指し、献血の推進を図るため、市町村や日本赤十字社神奈川県支部等の関係機関と協力して献血功労者の表彰及び四季ごとのキャンペーン活動や広報を実施する。
- ・ 親しまれる献血キャラクターを利用して県民への献血PRを行う。
- ・ 若年層への献血思想の普及を図るため、「献血の絵」ポスター展や夏休み小中学生親子献血教室、成人の日キャンペーンを実施する。

⑤ 在宅医療の推進

2,030 千円

在宅医療の推進(地域医療介護総合確保基金)

- ・ 薬局薬剤師の積極的な在宅医療への参画を推進するため、(公社)神奈川県薬剤師会が実施する訪問薬剤管理指導の研修事業及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する褥瘡対策の研修事業に助成する。
- ・ 医療用麻薬及び衛生材料の円滑な供給を図るため、(公社)神奈川県薬剤師会が実施する医療用麻薬等の規格、品目等の地域での統一化を協議する事業に助成する。

⑥ 薬剤師の確保

450 千円

薬剤師の確保(地域医療介護総合確保基金)

- ・ 薬剤師の就労支援のため、(公社)神奈川県薬剤師会及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する病院や薬局への復職・転職を希望する薬剤師に対する研修を行う事業に助成する。

(2) 災害時医療救護体制の整備

災害時医療救護体制の整備

3,377 千円

医薬品等の確保と緊急連絡体制の充実

- ・ 災害発生時における医薬品等の確保及び円滑な供給を図るため、医薬品卸業者等との緊急時の連絡体制を確保する。
- ・ 関係団体と連携して、実際の災害を想定した医薬品の供給訓練を実施する。
- ・ テロ等の災害時に備え、解毒剤を備蓄する。

#### 4 平成27年度予算

##### (1) 総括

事業名	平成27年 当初予算 (A)	平成26年度 当初予算額 (B)	前年度対比 (A)-(B) (%) (A)/(B)	(A) の財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
薬事指導費	38,022	35,249	2,773 (107.9)	19,491	(使手) 67,016	△ 48,485
医薬品等安全対策費	4,158	4,652	△ 494 (89.4)	-	(使手) 8,443	△ 4,285
麻薬等薬物乱用 防止対策費	19,564	11,629	7,935 (168.2)	-	(使手) 41,299 (諸収) 420	△ 22,155
献血事業推進費	947	1,142	△ 195 (82.9)	-	-	947
在宅医療推進費	2,030	0	2,030 -	-	(繰入金) 2,030	0
薬剤師確保対策費	450	0	450 -	-	(繰入金) 450	0
災害時医薬品等確保 体制整備事業費	3,377	3,378	△ 1 (100.0)	-	(事業収入) 1,120	2,257
計	68,548	56,050	12,498 (122.3)	19,491	(使手) 116,758 (諸収等) 1,540	△ 69,241

## (2) 事業別内訳

事業名	本年度 当初 予算額	財源内訳			説明	前年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
1 薬事指導費 (財源内訳) 薬事業務手数料 67,016千円 5,818件 検定検査事務費等委託金 9,110千円 薬事経済調査費委託金 5,880千円	千円 38,022	千円 19,491	千円 (使手) 67,016	千円 △ 48,485	千円 (1) 薬事指導運営費 11,226 ア 医薬品販売業許可等事務費 10,656 イ 薬事審議会費 570 (2) 医薬分業体制整備事業費 5,127 薬局情報提供推進事業費 5,127 (3) 医薬品等製造業指導費 2,178 ア 医薬品等製造販売・製造管 理指導事業費 752 イ 医薬品・医療機器等申請 システム運営事業費 1,426 (4) 医薬品検定事務等調査費 14,990 検定及び経済調査費 (国 10/10) 14,990 (5) 健康情報拠点薬局推進事業費 4,501 健康情報拠点薬局推進事業費 (国 10/10) 4,501	千円 35,249
2 医薬品等安全対策費 (財源内訳) 薬事業務手数料 8,443千円 852件	4,158	-	(使手) 8,443	△ 4,285	(1) 医薬品等安全対策事業費 1,013 医薬品等安全対策推進事業費 1,013 (2) 医薬品情報等提供事業費補助 2,394 医薬品情報等提供事業費補助 補助率 1/3 2,394 (3) 毒物劇物取締及び取扱 指導費 751 毒物劇物対策費 751	4,652



事業名	本年度 当初 予算額	財源内訳			説明	前年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
3 麻薬等薬物乱用防止対策費 (財源内訳) 薬事業務手数料 41,299千円 10,505件	千円 19,564	千円 -	千円 (使手) 41,299 (諸収) 420	千円 △ 22,155	千円 (1) 麻薬対策費 1,574 麻薬対策推進費 1,574  (2) 薬物乱用防止対策費 17,990 ア 薬物乱用防止対策推進費 8,063 イ 薬物乱用防止指導員協議 会事業費補助 1,612 ウ 危険ドラッグ緊急対策推進費 8,315	千円 11,629
4 献血事業推進費	947	-	-	947	(1) 献血推進費 947 献血推進事業費 947	1,142
5 在宅医療推進費 (財源内訳) 地域医療介護 総合確保基金 繰入金(薬務課)	2,030	-	(繰入金) 2,030	0	(1) 在宅医療(薬剤)推進研修 事業費補助(医療介護基金) 2,030 ア 訪問薬剤師育成研修 事業費補助 920 ア 在宅医療用麻薬等円滑供給 事業費補助 1,110	0
6 薬剤師確保対策費 (財源内訳) 地域医療介護 総合確保基金 繰入金(薬務課)	450	-	(繰入金) 450	0	(1) 薬剤師復職支援 事業費補助(医療介護基金) 450 ア 薬剤師復職支援 事業費補助 450	0
7 災害時医薬品等確保 体制整備事業費	3,377	-	(諸収) 1,120	2,257	(1) 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,377 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,377	3,378